

○「議案第36号 子母口小学校・東橋中学校改築工事請負契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

* 地中埋設物が発見された時期と経過について

本件工事は議決後、平成25年10月に開始され、平成26年2月頃に校舎跡地の地中からビニールシート片が発見された。その後、同年4月から8月に古タイヤなど大型の埋設物が出てきた。平成26年10月に埋設物の処理費用の積算が終わったものである。

* 地中埋設物の撤去費用及び工期の延期に伴う諸費用について

埋設物の撤去費用等は2億円弱であり、工期の延期に伴う諸費用として設計監理委託料、仮設校舎の賃借料、バス乗車定期券の交付、地域交通安全員の配置のため、約6,400万円の経費が必要となる。

* 地中埋設物等に関する事前調査について

本件契約に当たりボーリング調査など地質調査を敷地内6か所で行った。その結果、ビニールシート片が確認されたが、工事に支障を及ぼすほどのものではないと判断した。また、学校敷地は田んぼの跡地であったため、地中埋設物の存在は想定していなかった。今後、大規模な工事の施工に当たっては、ボーリング調査だけでなく、地中探査レーダーの使用も検討し、より正確な事前調査を行っていききたい。

* 工事案件における局間の横断的な連携について

関係局とは事前の協議を始め、工事開始後も定期的に事業の進捗や課題等について協議し、共通の認識をもって対応している。工期に遅れが生じないよう工事の専門的事項や費用面などについても話し合っている。

* 子母口小学校仮設校舎までの通学路について

仮設校舎周辺地域は山坂が多く、夏や冬の登下校は特に児童の負担が大きくなるが、仮設校舎への通学に児童が慣れてきたと聞いている。バス通学の児童についても、混雑していないバスを選んで乗るなど、通学に慣れてきたようである。現在、通学に関して事故や不登校といった問題があることは聞いていない。先日の降雪では学校の職員などが通学路を除雪して対応したが、今後も支障なく通学できるよう支援していききたい。

* 子母口小学校仮設校舎への通学に係るバス乗車定期券の交付について

仮設校舎と高低差のある地域に住んでおり、通学が大きな負担となる児童に対して、バス乗車定期券を交付しているが、平成27年1月現在、約900人の児童のうち159人がバス乗車定期券を利用している。

* 放課後児童クラブに通う児童にバス乗車定期券が交付されないことについて

バス乗車定期券の交付対象は、仮設校舎と高低差のある地域に居住している児童である。

* 現在工事中の上丸子小学校への影響について

本件契約の請負業者と上丸子小学校の請負業者の中には同じ事業者もあるが上丸子小学校は予定どおり工事が進んでおり、当初予定の平成27年3月に工事が完了し、同年4月に供用開始の予定である。

*** 工期中に請負業者が倒産した場合について**

本件工事の請負業者は4社の共同企業体であるため、全ての事業者が一斉に倒産することは考えにくい。仮に1社が倒産しても、平成27年7月の工事完了まで連帯責任で作業することとなる。

《意見》

* 今回、地中埋設物の撤去費用だけでなく、様々な経費が掛かったことや工期の延期が生じたことなどを考えれば、地中埋設物などの事前調査を綿密に実施したほうが費用は少なくなるのではないかと。また、事前調査は地中埋設物の存在だけでなく、地質や地中の状況を把握できるため、安全な建設工事を行う上でも重要である。工事予定地に関する地元住民への聞き取りやボーリング調査の調査箇所を増やすなど、事前調査をしっかりと実施すべきである。

* 地中埋設物の問題は今回に限ったことではなく、当初の契約から何度も契約変更を行い、結果的に多額の費用を支払うことがある。また、工事の増額変更や工期の延期などは市民の理解が得られにくいものであるため、事前の調査は欠かせない。地中埋設物等の事前調査について、市としての調査基準とその仕様を早急に設定すべきである。

* 工期の延期に伴い、通学に係るバス乗車定期券を交付する児童の対象を拡大するよう検討してほしい。

* 子母口小学校・東橋中学校改築工事については、合築により小学校1年生から中学校3年生まで2,000人が通う過密で大規模な学校となるため反対してきた経緯があるが、本議案は地中埋設物などによる契約変更であり、工期が遅れることで児童に負担を掛けることは避けるべきであり、早期に工事を完了させる必要があるため本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決